



各市区町村民生委員児童委員協議会 御中

総務省情報流通行政局

地上デジタル放送に関する詐欺被害防止等のための周知への協力について（依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、テレビ放送については、平成23年7月までに現在の地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送のみが放送されることとなり、それ以降、引き続きテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビや外付けのデジタルチューナー等を用意する、UHFアンテナを設置するなどの対応が必要になります。

テレビ放送は、高齢者等の方々にとって日常生活に不可欠な情報入手手段ですが、このテレビ放送のデジタル化に関してあまりご存知でない方もいらっしゃるから、地上デジタル放送への対応を口実とした詐欺や悪質商法の事例が発生しているところです。

そこで、こうした詐欺・悪質商法による被害防止のため、住民の方々の身近な存在として日頃から地域で活動していらっしゃる民生委員・児童委員の皆様方に、日常の活動の中で下記の注意喚起等のご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

地上デジタル放送に関する詐欺・悪質商法対策については、総務省をはじめ関係機関においても一層の周知活動、相談連絡体制の整備に取り組んでいるところです。地上デジタル放送について正しく知っていただき、詐欺や悪質商法の被害を未然に防ぐという趣旨をご賢察の上、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

また、地上デジタル放送に関する資料を同封させていただきますので、地域住民の方々にご説明される際に、特に『地デジであなたをだます詐欺にご注意』の部分をお示しいただくなどご活用いただきたく存じます。

なお、本件に関する活動を行っていく中で、何かお気づきの点等がありましたら、下記担当までお知らせいただければ幸いです。 敬具

記

- 1 テレビの地上デジタル放送対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺や悪質商法が発生しているので、注意喚起をしていただくこと（別添資料の具体的事例をご参照ください）。

（参考）別添資料中に「地デジ」という記載がありますが、この「地デジ」は「地上デジタル放送」の略称です。

- 2 地上デジタル放送への対応で、分からない場合や困ったことがある場合には、総務省コールセンター（0570-07-0101）に電話をすれば相談できることを伝えていただくこと。

（参考）NHKではアナログ放送のテレビ画面右上に『アナログ』というマークを表示していますので、『アナログ』というマークが表示されているご家庭では、デジタル放送を視聴するための対応が必要になります。

（担当）

総務省情報流通行政局地上放送課

三田、原田、谷口

Tel: 03-5253-5791 Fax: 03-5253-5794

地デジについてご不明な点は 以下の関係機関にお問い合わせください。

《地上デジタル放送全般についてのお問い合わせ先》

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

総務省には地デジの相談窓口があります。電話で相談を受けつけています。

- 私の家では、地デジを見ることができますか？
- 地デジを見るには、どうすればよいですか？

など、わからないことがあったら電話でお問い合わせください。

電話：0570-07-0101 (平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

IP電話など、上記番号でつながらない場合は、電話：03-4334-1111で、お受けいたしております。

《電気店・家電量販店》

テレビの設置やアンテナについては、テレビなどを購入した、お店(電気店・家電量販店など)で相談にのってくれます。

《メーカー各社》

地上デジタルテレビそのものの故障や、使い方、つなぎ方がわからないといった相談は、それぞれのメーカーにご連絡ください。

《ケーブルテレビ関連団体》

ケーブルテレビで地デジを見る方法についての相談は、各事業者のほか、ケーブルテレビ団体でも受けつけています。

日本ケーブルテレビ連盟 日本CATV技術協会
電話：03-3490-2022 電話：0120-77-4673

地デジであなたをだます **詐欺** にご注意!

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身におぼえのない工事や代金請求にはご注意ください。

たとえば、次のような手口の詐欺が発生しています。

総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙が届き、「地上デジタル放送切りかえ助成金」が支給されるので、手数料の支払いをするよう書かれている。

「テレビ局職員」「地上デジタルテレビ受信対策員」を名取る男が自宅にやってきて、受信工事やテレビの調整の代金支払いを求める。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、すぐには支払わず総合通信局(総務省の地域機関)、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。